

船舶事故等調査報告書

平成22年10月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010広第109号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年6月15日（火） 20時45分ごろ	
発生場所	広島県大崎上島町 鮎崎港盛谷3号防波堤灯台から真方位322° 650m付近 (概位 北緯34° 16.7′ 東経132° 54.7′)	
事故等調査の経過	平成22年7月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 旅客船 しおかぜ、19.07トン 船舶番号、船舶所有者等 273-12033広島、契島運輸株式会社	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	船底に擦過傷及びプロペラに曲損	
事故等の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、旅客7人を乗せ、船首喫水約0.65m、船尾喫水約1.60mで、鮎崎港内を南進中、平成22年6月15日20時45分ごろ、船島東岸沖の浅所に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風 なし、視程 約1,000m 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期、潮流 なし	
その他の事項	船長は、いつもは鮎崎港盛谷3号防波堤灯台から323°（真方位、以下同じ。）1,000m付近で、船島から約30m隔てる約140°の針路で航行していたが、コンパスで針路を確認したことはなかった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、鮎崎港内を南進中、船長が針路の選定を適切に行わなかったため、船島東岸沖の浅所に向けて航行したものと考えられる。 船長は、いつもは船島から約30m隔てる針路で航行していたものと考えられる。 船長は、コンパスで針路を確認せず、いつもの針路で航行していると思い込んでいたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、鮎崎港内を南進中、船長が針路の選定を適切に行わなかったため、船島東岸沖の浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	